

関 係 各 位

北広島市総務部危機管理課長 緑川 節生

令和6年能登半島地震に伴う災害派遣等従事車両証明に係る取扱いについて

日頃より、北広島市の防災行政にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記の件について、令和6年10月1日以降における本市での取扱いにおいては「令和6年能登半島地震に伴う災害救助・救援のために使用する車両の無料措置期間の延長について（依頼）」（令和6年9月11日危第674号石川県危機管理監室危機対策課長通知）及び「令和6年能登半島地震に伴う災害救助・救援のために使用する車両の高速道路等の無料措置期間の延長について（依頼）」（令和6年9月19日防危第183号富山県危機管理局防災・危機管理課長通知）によるほか、下記により取り扱うこととしますので、必要に応じご対応いただきますようお願いいたします。

## 記

### 1 申請時の提出書類

(1) 災害派遣等従事車両証明の申請書

(2) 災害派遣命令者(都道府県・市区町村)からの、災害救助・救援の要請に係る文書の写し

(3) 災害派遣命令者(都道府県・市区町村)から災害救助・救援の要請を受けた者(以下、元請者という。)から下請け発注を受けた者(以下、下請者という。)が申請者となり、災害派遣等従事車両証明を申請する場合は、(2)に加えて元請者から受注した内容と、元請者方の担当者が分かる書類の写し

※元請者へ発注事実の確認を行う場合がある。

(4) 通行予定道路が複数にわたる場合は、通行区間(道路名、流入・流出IC)が詳細に分かる書類の写し

(5) 車両登録番号が分かる書類の写し

### 2 提出書類(2)が揃わない場合の対応

本市において災害派遣命令者(都道府県・市区町村)へ電話等により、災害救助・救援の要請の内容を確認する。

### 3 提出書類(3)が揃わない場合の対応

本市において元請者へ電話等により、下請者に発注した内容が災害派遣命令者(都道府県・市区町村)からの災害救助・救援の要請に係るものであることを確認する。

以上

## 《連絡先》

総務部危機管理課

佐々木 寿哉

TEL 011-372-3311 内線 3344

Eメール bousai@city.kitahiroshima.lg.jp